

第1部 基調報告：各自治体での現状報告

3. 神奈川県におけるオオタカ保護の現状と課題

川手 隆生氏（神奈川県野生生物研究会）

神奈川県の現状は民間団体の立場から報告させてもらう。生息状況については第3部で発表するので、保護の現状と課題について、神奈川県オオタカ保護指導指針に関連付けて紹介する。

オオタカ保護の流れ（神奈川県オオタカ保護指導指針）

神奈川県では猛禽に関する様々な調査を行ってきた。1993年から丹沢大山自然環境総合調査が行われ、神奈川野生生物研究会の前身である丹沢鳥類研究会がこれに関わった。1995年からは希少猛禽類調査（1998年からはオオタカ保護対策調査）が始まった。当初は野鳥の会神奈川支部が受託していたが、平成9年から当研究会が受託している。1996年には環境庁の「猛禽類保護の進め方」が策定された。その前後では行政の対応が全く違ってきた。それ以前は希少種として位置付けられていても保護の方法がわからず聞く耳持たない状況であった。その当時はあまりオオタカの生息状況がわかっていなかったため、2000年に県が鳥類生息状況調査を野鳥の会神奈川支部に委託して行い、オオタカの部分は私がまとめた。この時に状況が把握できた。2005年に「神奈川県オオタカ保護指導指針」ができた。2013年には国内希少野生動植物種指定解除の検討が始まり、パブコメが実施された。

オオタカ保護指導指針の大事なところは、オオタカを保護することだけではなく、オオタカのいる多様な自然環境保全をすることがポイントである。意義はオオタカの保護及び自然環境の保全を図ることとしている。埼玉県では県独自の指針に基づいていたが、神奈川県は国の指針に基づくように指導しており、この点が埼玉県と異なる。情報収集に関しては、野鳥の会神奈川支部のほか、事業者へのアンケートや観察している個人の方からも情報提供をしてもらっている。

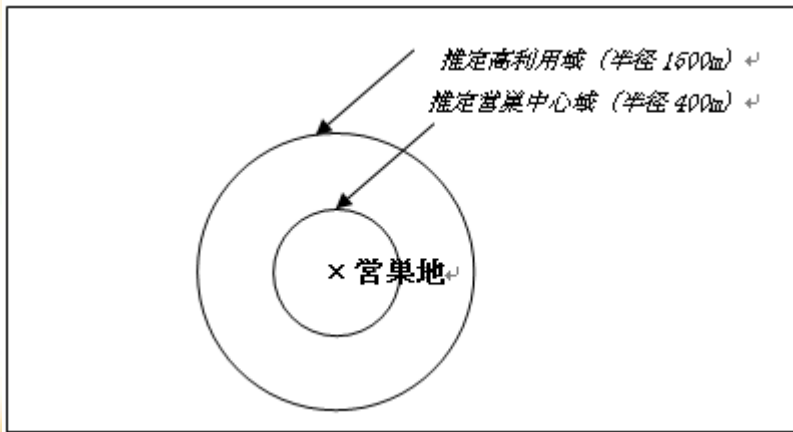
データ管理と公開

データの管理について、神奈川県の場合は都市近郊にもオオタカが生息しているため、カメラマンや密猟対策として情報管理を行っており、営巣木の位置図（Ⅰ図）は公表していない。情報は県自然環境保全課や県政総合センターで管理されている。推定高利用域の2キロメートルメッシュの地図（Ⅱ図）は営巣木の位置を表示しない形で、関係機関や市町村に提供し、複製はしないこととしている。また5キロメートルメッシュ図（Ⅲ図）も同様に、県民や事業者の閲覧に供している。これらは事業者にお願いするために活用されて

いる。

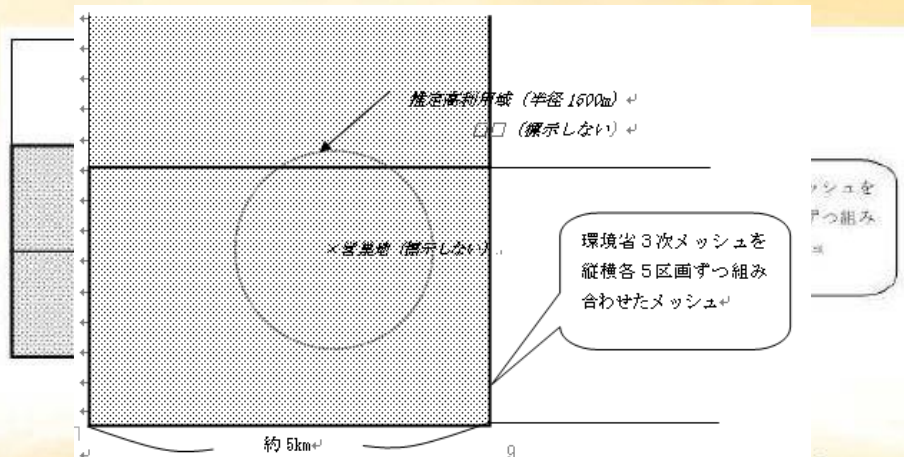
I 図

- ・ 地形図(縮尺1/50,000)に**営巣地の位置**、**推定営巣中心域**(営巣木を中心に半径400mの範囲とする。以下同じ。)**及び推定高利用域**(営巣木を中心に半径1,500mの範囲とする。以下同じ。)を記載したものの
- ・ 神奈川県の鳥獣保護行政担当機関(環境農政局水・緑部**自然環境保全課**、各地域県政総合センター環境部及び自然環境保全センター)で保管する。I 図は、複製及び閲覧(保管機関以外の行政機関を含む。)を禁止する。



II 図

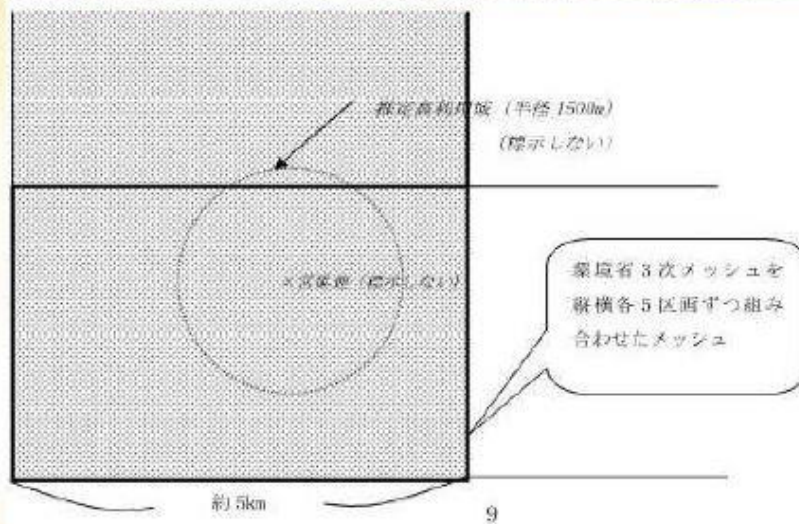
- ・ 各営巣地を中心とした**推定高利用域**が含まれる**2kmメッシュ**(国土標準地域メッシュ3次メッシュを4区画統合したもの。)を赤色で図示したもの
- ・ 神奈川県関係機関及び各市町村等の行政機関に提供する。II 図は複製及び外部閲覧を禁止し、情報を提供する機関に対してもこれを条件とする。



Ⅲ 図

・ 各営巣地を中心とした**推定高利用域**が含まれる**5kmメッシュ**(国土標準地域メッシュを25区画統合したもの。)を赤色で図示したもの

・ 県民や事業者等に対して、身近な自然環境の情報として、閲覧等により紹介する。



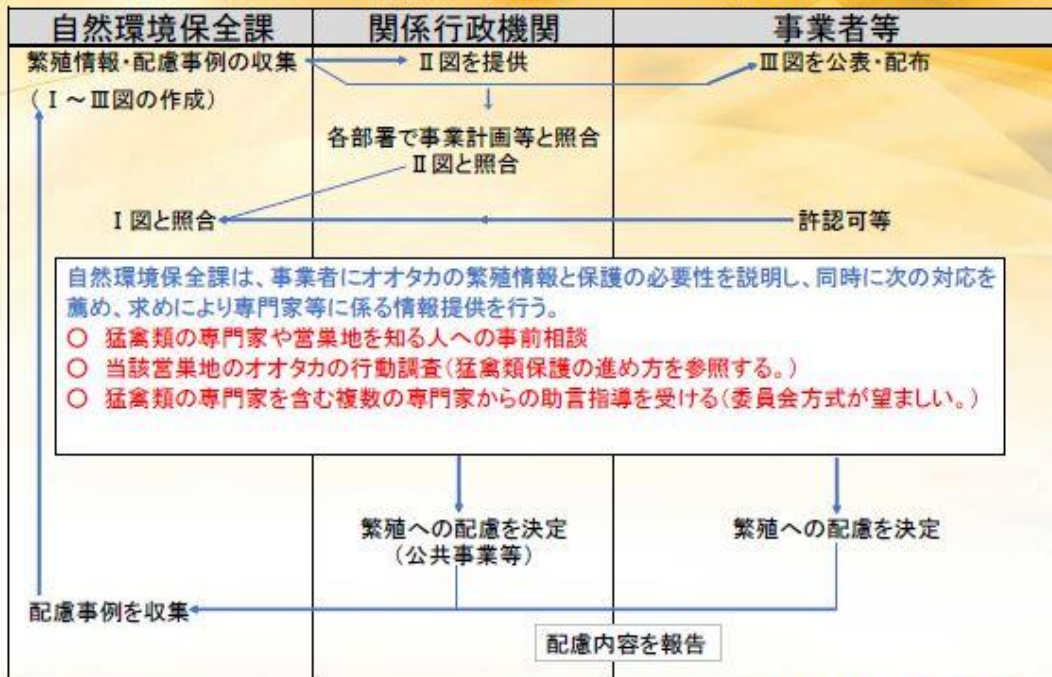
10

指針に基づいた指導

自然環境保全課は、事業者におオタカの繁殖情報と保護の必要性を説明し、同時に次の3つの対応を求めている。①猛禽類の専門家や営巣地を知る人への事前相談、②当該営巣地のオオタカの行動調査、③猛禽類の専門家を含む複数の専門家からの助言指導を受けること。

相談に来た事業者に指針に基づいてお願いするが、法的拘束力がないので、あくまで事業者の判断による。保護指導指針が出来る前も同様に事業者に助言していたが、指針ができたことで、より明確になったといえる。指針策定以降、相談件数は増えた。大きな事業者は指針策定前から相談に来ていたが、アセス条例にかからないものや、中小企業からも相談に来るようになった。指針によってオオタカ保護を進めることで、オオタカのいる自然環境全体を保護することができていると評価でき、一定の歯止めとなっている。

【神奈川県オオタカ保護指導指針の4～6に係る対応流れ図】



神奈川県オオタカ保護指導指針より引用

オオタカ保護対策調査を実施することで、神奈川県内のオオタカの繁殖状況及び生態を把握し保護方針に役立てることができる。市町村の条例にかかる事業は必ず相談に来るので指導できるが、中小の開発で問い合わせをしない場合や、条例にかからない民間の開発の中には問い合わせがないまま開発が進められてしまうこともあるのが課題である。また事業者に対する指導はできても、強制することはできない。あくまで指導の範囲なのでそのまま開発を進めてしまうこともある。これも課題のひとつである。実際、こちらが助言しても既に場所が決まっているからと受け入れないこともある。現状では他の理由で凍結されている事業も多いが、いつまた動き出すかわからない。指針があっても遵守するかどうかは事業者の判断になってしまう。大きな事業は社会的責任があるので基本的に指針を守ってくれている。

最後に、調査は毎年行ってはいるが、県内全域、特に西部と北部を把握することは難しい。またオオタカだけではなく他の猛禽類も見えていくことが大切である。現在他の猛禽類への歯止めがないので、オオタカがいない場所での開発が進んでいくことも懸念される。クマタカに関しては森林施業との関わりがあり、森林関係部署とやりとりしながら進めており、指針の策定が必要と考えている。